

健感発 第 0618001 号  
平成 21 年 6 月 18 日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件の  
の公布等について

「厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件」が本日、厚生労働省告示第 330 号をもって公布され、本日から施行されたところである。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、了知の上、関係者に対して周知いただくとともに、その運用に遺憾ないようにされたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

今般の新型インフルエンザ等感染症の病原体（以下「本病原体」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 3 項に規定する四種病原体等に分類されており、本病原体の所持に当たっては、同法第 56 条の 24 及び第 56 条の 25 において、それぞれ施設の基準及び保管の基準（以下「施設基準等」という。）を遵守しなくてはならない旨規定されている。

施設基準等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 31 条の 30 及び第 31 条の 34 においてそれぞれ具体的に規定しているところであるが、病原体等によっては、その株等により病原性が異なることを踏まえ、規則第 31 条の 30 第 3 項及び第 4 項並びに第 31 条の 34 第 4 項に基づき、当該病原体等に属する株等を厚生労働大臣が性状等を踏まえ、「厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成 19 年厚生労働省告示第 202 号。以下「除外対象告示」という。）」に規定することで、施設基準等の一部の適用除外が認められている。

本病原体については、米国疾病管理センター（CDC）等においても当該ウイルスの

取扱いは規則に規定されているような厳密な取扱いは求められていないこと、また、当該基準を求め続けることにより、今後のワクチン開発等の研究に支障をきたすことが地方衛生研究所協議会感染症対策部会から提言されたことを踏まえ、施設基準等を見直すこととしたものであること。

## 2 改正の概要

除外対象告示に今般の新型インフルエンザ等感染症の病原体を追加したこと。

## 3 留意事項

施設基準等は、特定病原体等について安全管理の観点のみならず、盗取等を防止し、生物テロを未然に防止する観点から設けられたものであることから、病原体等の安全取扱いの観点から望ましい対応については、法令の遵守のほか、国際機関等が示す指針等も参考に、実験室内感染が起こらないよう、安全キャビネット等の機器を使用するなど、各事業所において適切な感染防御に関する取組みを行うことが望ましいこと。